

第 50 回大阪府在日外国人施策有識者会議 委員からの質問と回答

指針の該当項目 〔掲載ページ〕	施策実施状況の該当事業 〔掲載ページ〕	質問内容（委員名）	回答
第 1 在日外国人施策の基本的方向			
1 人権尊重意識の高揚と啓発の充実			
新たな在留管理制度に対する国への要望 〔13 ページ〕	在留管理制度に関する要望 【人権局】 〔5 ページ〕	① 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律施行における外国人住民への配慮について」の内容を具体的に教えてください。長年にわたり、法務省に要望されているようですが、他府県からの要望はなく、大阪府、大阪府市長会、大阪府町村会だけが要望しているのですか。（朴委員） ② 国に要望した配慮の内容（府、大阪府市長会、大阪府町村長会）について、教えてください。（山野上委員）	大阪府では、本府、市長会、町村長会の三者で構成する三者要望において毎年、国に対して、人権施策並びに予算に関する要望を行っています。 その中で、我が国への定着性が高い永住者について、在留カードの常時携帯義務の免除、再入国許可、罰則など特別永住者と同様の改善を図るべく、出入国管理及び難民認定法附則に定められている在留管理のあり方の検討について、人権の視点を踏まえ早急に進めていただくよう、要望しているところです。 他の自治体の状況は把握していませんが、国からは、同法附則に「歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資する等の観点から、その在留管理のあり方を検討する」とされており、その法の趣旨を踏まえて検討しているところである、との回答をいただいております。
2 生活情報の提供と相談機能の充実			
生活情報提供の充実 〔14 ページ〕	外国人に対する相談・情報提供の実施 【国際課】 〔6 ページ〕	③ 15 分野の生活全般にわたる相談窓口として、最初の相談を受ける場かと思われそうですが、その後、地域の自治体や医療・住宅・教育・就労・在留等の各専門機関への連携はどうなっていますか。スムーズなワンストップ化が図られているでしょうか。 また、外国人が相談しやすい、身近な窓口は複数設定されていますか。（亀田委員）	【国際課】 15 分野の生活全般にかかわる情報の提供及び相談につきましては、年 2 日程度、外国人の生活に密接に係る機関（「外国人の住みやすい大阪を考える関係機関等連絡会議」：＜構成団体：大阪府、大阪市、大阪弁護士会、大阪府医師会ほか＞）が一堂に会して、一日相談会（「外国人のための一日インフォメーションサービス」）として実施しているもので、受付時に相談者からどのような内容の相談を行いたいのか聞き取り、その相談内容に応じた各専門機関のブースに振り分け、専門家に直接相談する内容のものです。 また、大阪府所管の出資法人である公益財団法人大阪府国際交流財団（O F I X）では、外国人の方が安心して過ごせるよう、日本語を含む 13 言語で、生活関連情報を含めた幅広い情報提供や相談にワンストップで応じる「大阪府外国人情報コーナー」を設置しています。例えば、O F I X 相談員では対応できない相談があった場合には、上記の連絡会議メンバーとも連携を図りながら適切な関係機関を紹介し、三者通話などにより通訳を介した相談に対応しています。 なお、大阪府内には、O F I X、大阪国際交流センター、府内市町村が設置している国際交流協会など、在住外国人からの相談に対応できる機関は複数ありますので、今後とも関係機関と連携し、相談体制を充実させることで、外国人が安心・安全に暮らせるよう、取組みを進めていきます。 【保健医療室】 「外国人エイズ電話相談事業」においては、特定非営利活動法人チャームへ窓口業務を委託して対応しています。 「外国人受入れワンストップ窓口設置事業」は、府内全医療機関、全調剤薬局を対象に、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社へ窓口業務を委託して対応しています。 【住宅建築局】 建築指導室の窓口の数は一箇所ですが、複数の相談ブースや職員で不動産取引に関するトラブルの相談に対応しています。 また、府営住宅の所管地区ごとに設置している 11 か所の住宅管理センターにおいて、住宅に係る相談に対応しています。
	府営住宅外国人入居者に対する指導・啓発 【住宅建築局】 〔7 ページ〕	④ 2018 年度から 2022 年度の 5 年間の相談件数の推移を教えてください。また、2022 年度に寄せられた相談の内容の内訳について、教えてください。（山野上委員）	相談件数については、次のとおりです。なお、入居の希望を前提に相談があることから入居世帯数としています。 また、相談内容については、入居に係る手続きや生活するうえでのルールなどがあります。 ・令和元（2019）年度 198 世帯 ・令和 2（2020）年度 248 世帯 ・令和 3（2021）年度 278 世帯

指針の該当項目 〔掲載ページ〕	施策実施状況の該当事業 〔掲載ページ〕	質問内容（委員名）	回答
			<p>・令和4（2022）年度 224世帯 ※平成30（2018年度）の世帯数は集計していない。</p>
<p>相談機能の充実 〔15ページ〕</p>	<p>外国人女性及びDV被害者に対する相談（一時保護を含む）体制の充実 【子ども家庭局・女性相談センター】 〔8ページ〕</p>	<p>⑤ 外国人女性に対する相談、DV被害者に対する相談の件数及びこの数年の推移について教えていただきたい。また、施策名が「体制の充実」であるが、実際にどういった充実が図られたか（今後の予定でもかまいません）、また現在どういった課題があるか、教えてください。（山野上委員）</p> <p>⑥ 今年度の相談件数、相談内容の傾向とその対策、深刻な事例など可能な範囲でご報告いただけますか。（亀田委員）</p>	<p>令和4（2022）年度の大阪府女性相談センターにおける外国人女性の相談件数（来所相談・電話相談）は100件で、うちDV被害者の相談件数は74件です。 相談件数の推移につきましては、概ね横ばいです。 日本語による意思疎通が困難な外国人に対して、母国語による相談ができるよう、大阪府外国人相談コーナーと連携を図り、三者間通話サービス等を活用した相談対応を行っております。</p> <p>大阪府女性相談センターにおける相談件数につきましては、今年度の数値は集計中のため、令和4（2022）年度の件数について回答します。 外国人女性の相談件数（来所相談・電話相談）は100件です。そのうち、DV被害者の相談件数は74件です。また、外国人女性の一時保護件数は14件です。 相談内容は、配偶者等からの暴力に関する相談が多くなっています。 深刻な事例の内容につきましては、個人情報保護の観点からお答えできませんが、避難が必要な方に対しては一時保護を行っています。</p>
<p>日本語学習機会の情報提供等 〔15ページ〕</p>	<p>識字・日本語学習活動支援の取組み 【市町村教育室、人権局、国際課】 〔10ページ〕</p>	<p>⑦ 文化庁補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」により令和5年度は21,780（千円）の予算がついている（文化庁HP）とのことですが、今年度の事業実績はどのようなものですか。 様々な学習ニーズや背景を持つ日本語学習者に対し、民間の日本語教育機関も含めた教育機会の幅広い情報提供が求められるのではないかと考えられますが、実態の把握は検討されているでしょうか。 大阪府または地域の自治体主催の教室開催は計画されていますか。（亀田委員）</p>	<p>地域教育振興課では、「生活者としての外国人」に日本語学習支援を実施している市町村に対し、文化庁補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用し、補助を行っています。令和5年度は、本事業に13市が参画しており、識字・日本語教室の開催やボランティアへの謝金、研修等、識字・日本語教室の取組を拡充させることに活用しています。今年度の実績については、現在実施中のため、まだ出ていませんが、概ね計画通りに進んでいるところです。 実態把握については、毎年度府内の識字・日本語教室に対して現況調査を行っているほか、4年毎により詳細な内容の調査を行い、地域の状況の把握に努めています。府内には約200の識字・日本語教室があり、行政が主催、民間が主催、民間が主催して行政が協力など、多様な運営形態により学習活動が行われています。これらの調査の結果も踏まえ、様々な学習ニーズや背景を持つ日本語学習を必要としている方に教育機会の情報が提供されるよう、各市町村や民間の識字・日本語学習関係団体と連携し、情報提供を行っています。</p>
<p>3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実</p>			
<p>健康に暮らすための体制の充実 〔16ページ〕</p>	<p>多言語遠隔医療通訳サービス 【保健医療室】 〔12ページ〕</p> <p>医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口 【保健医療室】 〔13ページ〕</p>	<p>⑧ 多言語遠隔医療通訳サービスについて、年間の対応件数及びその増減（言語別、大阪府内のエリア別）、登録及び利用医療機関・薬局数及びその増減（大阪府内のエリア別）について教えてください。 また、昨年度、両施策とも、より多くの医療機関、薬局に利用してもらうこと、周知が課題であるとなっていましたが、この間の取組及び進展について教えてください。（山野上委員）</p>	<p>令和5年度における「多言語遠隔医療通訳サービス」、「医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口」の事業実績は次のとおりです。 ◆多言語遠隔医療通訳サービス ・利用実績：1,320件【病院1,238件、診療所80件、薬局2件】（R5.4～R5.12まで） ＜言語別＞英語138件、中国語498件、韓国語67件、ポルトガル語35件、スペイン語38件、ベトナム語489件、タイ語55件 ＜医療圏別＞大阪市683件、泉州294件、南河内184件、北河内71件、豊能56件、堺市22件、三島9件、中河内1件 ・登録施設：366【病院175、医科診療所146、歯科診療所7、薬局38】（R5.12末現在） ・周知方法：各関係団体等を通じて周知</p> <p>（参考）令和4年度事業実績 ・利用実績：702件【病院688件、診療所14件、薬局0件】 ＜言語別＞英語92件、中国語223件、韓国語21件、ポルトガル語10件、スペイン語19件、ベトナム語309件、タイ語28件 ＜医療圏別＞大阪市264件、泉州195件、南河内156件、豊能52件、北河内26件、堺市7件、中河内1件、三島1件</p>

指針の該当項目 〔掲載ページ〕	施策実施状況の該当事業 〔掲載ページ〕	質問内容（委員名）	回答
			<p>◆医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口 ・利用実績：18件【病院13件、診療所3件、薬局1件、府民1件※】（R5.4～R5.12まで） ※「府民」は対象外であるが架電があったもの <医療圏別>大阪市11件、三島3件、豊能1件、北河内1件、泉州1件、不明1件 ・周知方法：各関係団体等を通じて周知</p> <p>（参考）令和4年度事業実績 ・利用実績：19件【病院15件、診療所1件、薬局0件、府民3件※】 ※「府民」は対象外であるが架電があったもの <医療圏別>大阪市13件、泉州2件、堺市1件、不明3件 ・周知方法：各関係団体等を通じて周知 ・周知の取組み 薬務課を通じて府内調剤薬局に、上記サービスについてチラシを配布</p>
福祉サービスの利用促進 〔17ページ〕	介護員等の福祉人材の養成 【地域福祉推進室】 〔14ページ〕	⑨ 新型コロナウイルスへの対応において、社会福祉協議会にも多くの外国人が相談に訪れたと聞いています。福祉サービスの利用促進において、介護員等の養成の際だけでなく、社会福祉協議会などの職員に対する研修、さらには社会福祉協議会とともに外国人対応を充実させていくことが大事だと思いますが、大阪府として府及び市町村の社会福祉協議会に対して、何らかの方向性の提示や働きかけ、支援の提供はできないでしょうか。大阪府内の全ての市町村に国際交流協会などの組織があるわけではないことを考えると、外国人住民が地域で安心・安全に暮らせるようにするために、社会福祉協議会が果たせる役割には大きなものがあると考えます。（山野上委員）	介護員等の福祉人材の養成に当たっては、介護員等養成研修事業者の指定の際に、養成研修カリキュラムに人権啓発に関する科目を設け、同和問題や障がい者・在日外国人の人権問題等について幅広く研修を行うよう事業者を指導しているところです。 また、府社協においては、多文化共生に関する研修など、さまざまな人権問題に関する研修を実施しています。今後とも、外国人対応に資する研修が充実されるよう働きかけます。
4 安全を守る災害支援体制の充実			
情報発信等による支援 〔18ページ〕 効果的な情報伝達体制の整備 〔18ページ〕 避難所における支援 〔18ページ〕	外国語によるおおさか防災ネットでの災害情報の配信 【危機管理室】 〔16ページ〕 大阪府災害時多言語支援センター設置・運営 【国際課】 〔16ページ〕 大阪府避難所運営マニュアル作成指針の周知 【危機管理室】 〔17ページ〕	⑩ 「第1, 4 安全を守る災害支援体制の充実」の「(1) 情報発信等による支援」(16ページ)や、「(3) 避難所における支援」(16, 17ページ)にも関係するかもしれないが、避難所にもさまざまな種類があり、また、災害の種類により避難所が異なる場合もある。 特に文化的スキーマ等が異なる外国人に対しては、そもそもの、「避難」ということの必要性、あるいは「避難所」へいくことの意義や避難所の意味等を日頃から周知する、ということも重要かと思われるが、その部分に対する情報伝達の取り組みは、特段強化していたりされまうか。また、この部分は、外国籍住民であればなんらかの形で日頃より伝えていくことが可能かもしれないが、特に、観光防災の部分ではかなり難しい部分でもあるかと思える。現在の対策並びに取り組み等はどのようなになっているかお伺いしたい。（片岡委員）	【危機管理室】 外国人向けの情報発信ツールとして日本語含め14か国語対応のホームページ「おおさか防災ネット」や登録制の「防災情報メール」を運用し、防災情報をお知らせできるようにしています。 さらに、令和6年1月31日に提供を開始した「大阪防災アプリ」（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国・朝鮮語、やさしいにほんごにも対応）ではスマートフォン等のGPS機能を活用し、土地勘がなくても現在地にもとづく情報を受け取れるようになっています。 また、避難所の開設・運営は市町村の責務であり、各市町村がそれぞれ避難所運営マニュアルを作成しています。府としては、市町村のマニュアル作成の指針となる「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」を作成し、その中において、外国人への情報伝達についての留意点や外国語による避難所会話シート等を示し、市町村の避難所運営への支援を行っています。 【国際課】 在住外国人への災害時支援として、大阪で大規模災害が発生した場合、公益財団法人大阪府国際交流財団と共同で「大阪府災害時多言語支援センター」を設置し、大阪防災アプリ、大阪府国際交流財団の災害ウェブサイトやSNSで、災害やライフラインの情報を多言語で発信します。 また、災害時専用の相談窓口を設置し、大阪府国際交流財団の相談員が多言語で対応するとともに、避難所で通訳や翻訳が必要な場合は、大阪府国際交流財団に登録の災害時通訳・翻訳ボランティアを派遣し、在住外国人支援を行います。 【都市魅力創造局】 災害時などに外国人旅行者自らが、身を守るために必要な情報を入手できる環境づくりと、その情報を活用して適切な行動につなげられるよう、観光施設や宿泊施設等における支援体制の構築を図るための取組を進めています。 具体的には、災害時における外国人旅行者等の一時避難場所を確保するため、宿泊施設との協定締結を推進しています。また、市町村や宿泊・観光施設事業者等が外国人観光客の安全を確保できるよう、災害発生時から帰国までに必要な支援を整理した「支援フロー」や「ガイド

指針の該当項目 〔掲載ページ〕	施策実施状況の該当事業 〔掲載ページ〕	質問内容（委員名）	回答
			<p>ライン」を策定しており、その周知・啓発に努めているところです。加えて、災害発生時には大阪観光局が運営する観光アプリ「Discover OSAKA」から、多言語で災害関連情報を発信する「おおさか防災ネット」へ誘導する調整を現在進めています。</p> <p>【国際課】 公益財団法人大阪府国際交流財団（OFIX）が市町村と共催で、外国人市民向けの「防災・災害時訓練共催事業」を実施しており、令和4年度については守口市と1回開催し、14名が参加しています。 大阪府災害時多言語支援センターは、大阪府とOFIXが共同で設置・運営するもので、上記訓練にはOFIXが参加しています。なお、大阪府とOFIXとが実施している訓練としては、大阪府危機管理室が実施する大阪府地震・津波災害対策訓練と併せて実施している大阪府災害時多言語支援センターの設置、運営訓練があります。</p>
5 安心して生活できる住宅・就労支援の充実			
<p>住宅入居にかかわる啓発等の充実 〔20ページ〕</p>	<p>外国人等に対する入居差別の撤廃に向けての研修・啓発活動の推進 【住宅建築局】 〔18ページ〕</p>	<p>⑫ 施策の前提として入居差別がどの程度起こっているか教えてください。また、家主への啓発について具体的な取組内容を教えてください。（山野上委員）</p>	<p>大阪府では、府内の宅地建物取引業者関連団体（以下、「業界団体」とする。）で構成された「不動産に関する人権問題連絡会」と共催で、6年に1度、大阪府内に事務所を有する宅地建物取引業者（以下、「宅建業者」とする。）を対象に、人権問題実態調査を実施して、宅地建物取引の場における人権問題について状況把握に努めているところです。</p> <p>そのうち、賃貸住宅の媒介あるいは代理業務を行っている宅建業者に対しては、高齢者・障がい者・外国人・ひとり親家庭等に分けて、入居についての調査も行っています。</p> <p>なお、過去5年程度の期間において家主から外国人入居拒否の申し出を受けた経験があるかとの質問に対して、「経験あり」と回答があった割合は、調査対象の宅建業者のうち27.2%でした。依然として差別の実態があり、完全な解消には至っておりません。</p> <p>大阪府では、「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」において宅建業者に対して、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由だけで入居申込みを拒否することを指導対象とする規定を設け、宅建業者による入居差別の未然防止に努めています。</p> <p>あわせて、宅建業者向けの研修会や業界団体を通じて、人権問題に対する基本的な理解を促す啓発冊子を配布し、宅建業者に対して、家主が人権問題に対する正しい理解や認識を持つよう日頃から啓発に努めることを求めています。</p> <p>今後も引き続き、宅建業者を通じた家主に対する啓発については、研修会で具体的な事例を情報提供し、家主への啓発に役立ててもらおうなど、一層の取組に努めてまいります。</p> <p>（参考） ◇「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査 報告書」 https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3026/00000000/tyousa-houkoku(r3).pdf ◇「知っていますか？～宅地建物取引業 と じんけん～」 https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/users-guide/index.html</p>
<p>就労にかかわる啓発等の充実 〔20ページ〕</p>	<p>労働相談 【雇用推進室】 〔19、20ページ〕</p>	<p>⑬ 外国人からの相談件数及び相談内容について内訳を教えてください（出身や在留資格別の内訳があれば教えてください）。事業者からの相談については、外国人に関する相談件数及び相談内容の内訳について教えてください。（山野上委員）</p>	<p>令和5年度、大阪府労働相談センターにおける外国人労働者からの相談状況は令和5年12月末時点で次のとおりです。 ※相談件数 231件、相談者数 87人 相談内容の主なものとしては、解雇・退職勧奨が30件、賃金未払いが26件、労働契約が21件、在留資格等が21件となっています。 令和5年度、事業者から寄せられている外国人労働者に関する相談状況は令和5年12月末時点で次のとおりです。 ※相談件数 14件 相談者数 10人 在留資格等が4件で最も多くなっています。</p>

指針の該当項目 〔掲載ページ〕	施策実施状況の該当事業 〔掲載ページ〕	質問内容（委員名）	回答
6 国際理解教育・在日外国人教育の充実			
在日外国人教育の 充実 〔22ページ〕	公立学校への外国人子女の受入れ体制の整備 【市町村教育室】 〔25ページ〕	<p>⑭ 大阪府内での不就学の児童生徒の数について教えてください。 外国籍及びルーツをもつ児童生徒について、不登校の数と全体に占める割合、特別支援学級や特別支援学校に在籍している児童生徒の数と全体に占める割合について教えてください。昨年度からの増減も分かれば教えてください。 外国籍及びルーツをもつ児童生徒について、いじめの件数と全体に占める割合を教えてください。（山野上委員）</p>	<p>大阪府内での不就学の児童生徒については、令和5年度は、大阪府内の学齢相当の外国人の児童生徒数は、全体で10,940人おり、その内、不就学の人数は11人です。ただし就学状況が確認できない人数が1,301人おり、この中には不就学の状態にある児童生徒も含まれていると考えられます。 外国籍及びルーツをもつ児童生徒の不登校者数及びいじめ認知件数については把握しておりません。 また、府立支援学校については、令和5年5月1日時点において、9,505人の児童生徒等が在籍しており、そのうち、外国籍の児童生徒等の割合は、1パーセント未満と把握しています。なお、外国籍の児童生徒等の在籍数は昨年と比べ微増しています。 また、府立支援学校においては、外国籍等の児童生徒に係るいじめについての報告はありません。 なお、いじめと認知をしたり不登校となった児童生徒については、当該児童生徒の学校生活や人間関係、家庭での状況に係る情報収集に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家と連携しながら、多角的に分析し、状況改善に向けて個に応じた支援が行われるよう働きかけています。 引き続き、異なる文化、習慣、価値観等をもった幼児・児童・生徒が互いに違いを認めあい、ともに生きる教育を進めてまいります。</p>
		⑮ 未就学児の実態把握はどのように行われているのでしょうか。（亀田委員）	府内すべての市町村において、外国籍の子どもの保護者に対して小学校入学時に就学案内を送付し、その回答により、小学校等の進学先の実態把握を行っています。回答が得られない場合は、就学案内の継続送付、家庭訪問、出入国記録の照会などにより実態把握に努めていると、市町村の調査やヒアリングで聞いております。
	課外の自主活動（民族学級等）への支援（市町村教育委員会との連携による課外活動の実施校の拡大） 【市町村教育室】 〔25ページ〕	<p>⑯ 令和5（2023）年3月に改定された「大阪府在日外国人施策に関する指針」の基本的方向性のなかには、「在日韓国・朝鮮人問題」に関する記述がなされていません。「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」から新たな指針へ、継続して取り組まれる部分について具体的に教えてください。 また、『教育振興基本計画』（令和5（2023）年6月16日）でも、「外国につながる子供が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、国内の学校への円滑な適応を図る」とあり、重要な施策だと思えます。実際にどのように拡大が図られているか、実施状況及び更なる拡大に向けての課題について教えてください。（山野上委員）</p>	<p>在日外国人に関わる教育については、これまで「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」等に基づき推進してまいりましたが、近年、在日外国人に関わる教育環境が大きく変化している状況を踏まえ、在日外国人幼児・児童・生徒の在籍状況の多様化への対応、日本語指導の充実や母語・母文化に対する学びの支援といった今日的な課題に対応することができるよう、新たな指針の策定をすすめています。 外国に関わる歴史・文化等理解や本名使用の取組み、教職員研修の充実等、在日外国人教育の継続的課題への対応は重要であると認識しています。府内の各学校において、すべての幼児・児童・生徒が、在日外国人幼児・児童・生徒が在籍している歴史的経緯又は社会的背景を知り、在日外国人幼児・児童・生徒につながる国・地域の歴史、文化、言語等について理解を深め、民族的偏見や差別を許さない態度や行動力を身につけることができるよう指導に努めてまいります。 また、小中学校課においては、日本語指導が必要な児童生徒が、同じ言語やルーツのある仲間と出会ったり、ロールモデルとなる先輩の話を聞いたりすることで、母語・母文化に対するアイデンティティを育み、自己肯定感を向上させるよう、令和元年度から「OSAKA 多文化共生フォーラム」を年1回実施しています。今年度は、過去最高の84名の中学生等の参加がありました。 なお、対応言語が多言語になってきていることから、通訳者の確保に課題があります。 また、外国につながるの児童生徒と日本ルーツの児童生徒が、様々な国・地域のゲストティーチャーからことばや文化、食べ物などを学ぶ「オンライン国際クラブ」を令和4年度から実施し、今年度は、府域の児童生徒252名（12月末現在）が参加しています。 さらに今年度は、外国につながる児童生徒を対象に、外国につながる高校生と母語を活用した「オンラインしゃべり場」の実施を予定しています。市町村の課外の自主活動については、昨年度と比べて増加しており、府の取組みの普及により、各市町村の課外の自主活動のさらなる拡大につなげてまいりたいと思います。</p>

指針の該当項目 〔掲載ページ〕	施策実施状況の該当事業 〔掲載ページ〕	質問内容（委員名）	回答																														
	課外の自主活動（国際理解・多文化共生教育）を推進する学校への講師配置 【教職員室】 〔25ページ〕	⑰ 講師数3名、配置校3校となっているが、配置されている学校名（あるいはエリア）、活動時間数等の概要についてご教示いただきたい。また、この規模での配置で十分なのか、充実が必要なのか、現状認識について教えてください。（山野上委員）	講師3名の配置校は、東大阪市立柏田小学校、東大阪市立布施小学校、守口市立寺方南小学校の3校です。 講師は、教育課程内の教科指導や「総合的な学習の時間」等で、担任とともに多文化共生教育や国際理解教育を含む児童の教育に携わっています。また、放課後に課外活動としての民族学級の指導をしています。 外国籍や外国にルーツのある児童生徒が多く在籍し、特に国際理解教育や多文化共生教育を推進する必要がある学校に配置しています。																														
	在日外国人生徒に対する進路指導への活用 【教育振興室】 〔25ページ〕	⑱ こちらの調査結果は公表される予定でしょうか。（亀田委員）	公表する予定はありません。																														
	「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」の普及啓発 【教育振興室・市町村教育室】 〔26ページ〕	⑲ 「今日的な課題に対応することができるよう、新たな指針の策定を進めている」とありますが、具体的にはどのような課題に対して、どのような教育方針が示されるのでしょうか。（亀田委員）	在日外国人に関わる教育については、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的な問題になるなど、在日外国人に対する偏見や差別は依然として存在し、当該幼児・児童・生徒が自信や誇りをもって学校生活を営み、自己実現を図るうえで課題となっています。 さらに、在日外国人幼児・児童・生徒の府立学校在籍状況の多様化への対応や、日本語指導の充実や母語・母文化に対する学びの支援といった課題もあります。 上記のような課題に対して、府内の各学校において教職員が、人権尊重の精神に基づき、在日外国人幼児・児童・生徒に関わる指導内容、指導方法について共通理解を深め、すべての幼児・児童・生徒に対して適切な教育を推進するよう、新たな指針の策定を進めています。																														
		⑳ 令和5（2023）年3月に改定された「大阪府在日外国人施策に関する指針」の基本的方向性を踏まえつつ、今日的な課題に対応することができるよう、新たな指針の策定を進めているとのことだが、その進捗状況を聞きたい。また、今日的な課題として、日本の学校で在日外国人教育の推進に反対するような意見を聞くことがある。教育の権利はすべての人間が持つ人権の一つであることは言うまでもない。先進的に在日外国人教育の実践を進め、日本社会の差別や排外意識に抗し、多文化共生の意識醸成に取り組んできた大阪の教育を評価している。外国籍あるいは外国につながるルーツのある子どもたちも含めて、誰ひとり取り残さないための教育施策を推進するための「指針」であることを願っている。（朴委員）	在日外国人に関わる教育については、近年、在日外国人に関わる教育環境が大きく変化している状況を踏まえ、これまでの取組みとともに、在日外国人幼児・児童・生徒の在籍状況の多様化への対応、日本語指導の充実や母語・母文化に対する学びの支援といった今日的な課題に対応することができるように、新たに「在日外国人に関わる教育における指導の指針」を策定し、今年度内に府立学校へ周知するべく進めております。 本指針に基づき、国際理解教育や在日外国人教育のさらなる充実に向けた取組みに努め、外国の歴史・文化・言語等の理解を通して、偏見や差別を許さない態度・行動力を育成し、誰一人取りこぼさず、すべての幼児・児童・生徒が互いに違いを認め合い、ともに生きる教育を一層推進してまいります。																														
		㉑ 歴史的経緯と社会意識の中で、民族的マイノリティ人たちの中には、本名を名のことや外国にルーツがあることを肯定的に受けとめることを含め、自分のアイデンティティを表現することがたやすくはないことは理解しており、その中で大阪府の教育現場が、これまでそうした課題の克服に取り組んでいることを評価しているが、現状を把握する目安として、公立学校での在日外国人児童生徒の本名使用の現状を教えてください。（朴委員）	令和5（2023）年度の市町村の小中学校（政令市は除く）及び府立高等学校で学んでいる外国人児童・生徒の本名使用率（児童・生徒の在籍数が多い上位3つの国・地域順）は、以下のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th colspan="2">（％）</th> </tr> <tr> <th>国籍・地域</th> <th>小学校</th> <th>中学校 (夜間中学は含まれない)</th> <th>国籍・地域</th> <th>高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 中国</td> <td>71.1</td> <td>56.4</td> <td>① 中国</td> <td>68.4</td> </tr> <tr> <td>② ベトナム</td> <td>90.7</td> <td>75.8</td> <td>② 韓国・朝鮮</td> <td>37.2</td> </tr> <tr> <td>③ 韓国・朝鮮</td> <td>40.0</td> <td>40.2</td> <td>③ フィリピン</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>外国籍全体</td> <td>76.1</td> <td>63.4</td> <td>外国籍全体</td> <td>65.9</td> </tr> </tbody> </table>				（％）		国籍・地域	小学校	中学校 (夜間中学は含まれない)	国籍・地域	高等学校	① 中国	71.1	56.4	① 中国	68.4	② ベトナム	90.7	75.8	② 韓国・朝鮮	37.2	③ 韓国・朝鮮	40.0	40.2	③ フィリピン	70.0	外国籍全体	76.1	63.4	外国籍全体	65.9
			（％）																														
国籍・地域	小学校	中学校 (夜間中学は含まれない)	国籍・地域	高等学校																													
① 中国	71.1	56.4	① 中国	68.4																													
② ベトナム	90.7	75.8	② 韓国・朝鮮	37.2																													
③ 韓国・朝鮮	40.0	40.2	③ フィリピン	70.0																													
外国籍全体	76.1	63.4	外国籍全体	65.9																													
			<p>※ 小・中学校は、市町村からのヒアリングによる。</p> <p>※ 中学校夜間学級の本来使用率については把握していない。</p> <p>※ 高等学校については、全日制課程、定時制課程及び通信制課程を合わせた値。</p>																														

指針の該当項目 〔掲載ページ〕	施策実施状況の該当事業 〔掲載ページ〕	質問内容（委員名）	回答												
	日本語教育学校支援事業 【教育振興室】 〔27ページ〕	<p>⑳ 本事業について、私立高校から希望があった場合に、事業を利用することは可能でしょうか。私立高校について、日本語教育等、受け入れ体制の整備等に関する支援で実施しているものがあれば教えてください。</p> <p>私立高校に進学する外国ルーツの子どもの数等の状況について教えてください。また、私立高校での日本語教育などの実施状況が分かれば教えてください。（山野上委員）</p> <p>㉑ 大阪府教育庁高等学校課が実施している「日本語教育学校支援事業」の教育サポーターも有償ボランティアとして貢献しているので、こちらもあげていただいてもいいのではないのでしょうか。（亀田委員）</p>	<p>【教育振興室】</p> <p>日本語教育学校支援事業では、日本語指導が必要な生徒等が在籍する府立高等学校に対して、母語による日本語学習、母語・母文化継承及び生活適応指導等の補助が行える教育サポーター等を派遣するとともに、教材・人材情報の提供や教員等の研修など総合的な支援を行っているため、私立高校について、日本語教育等、受け入れ体制の整備等に関する支援で実施しているものはございません。</p> <p>【私学課】</p> <p>外国ルーツの子どもの人数や、日本語教育の実施状況について、私学課では把握しておりません。</p> <p>日本語教育学校支援事業に関しましては、第1.6(3)「在日外国人教育の充実」に加えて、取組みの内容を鑑み、第2.(2)「市町村・NPO・事業者との連携」の項目でも記載しております。</p>												
	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜 【教育振興室】 〔28ページ〕	<p>㉒ 学校別の募集上限について、昨年度との変更などがあれば教えてください。また、日本で暮らす外国人の人口比率が上がってきている中、募集上限を上げるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>また、応募が特定の学校に集中したりするなど、地域的なバランスを取る必要性がないか、検討されていることがあれば教えてください。</p> <p>また、高校における特別の教育課程の実施状況について教えてください（実施数、実施校数、実施率、実施生徒数。特別枠校かどうか）。組織的な指導体制づくり、学校・地域の実情に応じた地域との連携促進について現状と課題についてお教えください。（山野上委員）</p>	<p>令和6年度選抜においては、日本語指導が必要な生徒選抜実施校の8校全体募集上限を4人増（長吉、布施北でそれぞれ2人増）としました。</p> <p>また、特別選抜と日本語指導が必要な生徒選抜を同時に実施する府立長吉高等学校、府立布施北高等学校及び府立大阪わかば高等学校において、特別選抜における合格者数が募集人員を満たしていない場合には、日本語指導が必要な生徒選抜において、一旦不合格とした者から募集人員を満たすように合格者を決定することとし、募集人員表を次のとおり変更しました。</p> <p>〈例〉</p> <table border="1" data-bbox="1982 940 2635 1098"> <thead> <tr> <th colspan="3">24 総合学科（エンパワメントスクール）</th> </tr> <tr> <th>高等学校名</th> <th>学科名</th> <th>募集人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府立長吉</td> <td>総合学</td> <td>◇210</td> </tr> <tr> <td>府立布施北</td> <td>総合学</td> <td>◇210</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）◇には、「日本語指導が必要な生徒選抜」における募集人員を含む。ただし、「日本語指導が必要な生徒選抜」の合格者数については、府立長吉高等学校は14名以内、府立布施北高等学校は16名以内とする。なお特別選抜の合格者数が募集人員を満たしていない高等学校においては、「日本語指導が必要な生徒選抜」の受験者から募集人員を満たすように合格者を決定する。</p> <p>府立高校における日本語指導が必要な生徒への対応については、大阪府学校教育審議会多様なニーズに応える府立学校の在り方検討部会において、審議いただいたところです。</p> <p>1月の中間報告では、日本語指導にかかる支援の充実に向けた提言として、日本語指導が必要な生徒選抜を志願する生徒をこれまで以上に受け入れることができる新たな仕組み等を検討するとともに、特別枠を設けた学校の中に、他の少数在籍校に対してICT等を活用しながら支援を行うセンター的な機能を果たす拠点校を整備することが求められています。</p> <p>今後、学校教育審議会での議論を踏まえるとともに、日本語指導が必要な生徒が多数在籍している地域の状況等を見定めながら、府立高校における受入れや支援体制のあり方等について、検討してまいります。</p> <p>また、府立高等学校における令和5年度の日本語指導の特別の教育課程につきましては、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施校数（実施数）：2校 ・実施率：約1%（2/170校） ・実施生徒数：79名（R5.5.1時点） ・特別枠校：1校（2校中） <p>なお、府立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒が増加していることを踏まえ、各校において、日本語指導が必要な生徒に必要な支援が行われるよう、学校生活を円滑に送るための校内支援体制の確立や、生徒の実態に即した学習指導、枠校を中心とした学校間連携の充実等に取り組んでいく必要があると考えています。</p>	24 総合学科（エンパワメントスクール）			高等学校名	学科名	募集人員	府立長吉	総合学	◇210	府立布施北	総合学	◇210
24 総合学科（エンパワメントスクール）															
高等学校名	学科名	募集人員													
府立長吉	総合学	◇210													
府立布施北	総合学	◇210													

指針の該当項目 〔掲載ページ〕	施策実施状況の該当事業 〔掲載ページ〕	質問内容（委員名）	回答
7 地域・府政への参画促進			
府政への参画促進 〔24ページ〕	大阪府在日外国人施策有識者会議の運営 【人権局】 〔32ページ〕	㉔ さいたま市では、「さいたま市外国人市民委員会」が平成26年に発足しているようです。大阪府でもこのような取組みが必要だと思われるのですが、いかがでしょうか。（亀田委員）	大阪府では、大阪府在日外国人施策有識者会議を設置し、府内に居住する在日外国人の多い国籍に関わる当事者の方、在日外国人に係る生活相談に関わっている方及び学識経験者に委員として参画いただき、在日外国人（定住生活を営んでいる外国人）に関わる諸課題について、本府が取り組むべき施策についての意見を聴取しています。 今後とも、府内に居住する在日外国人の諸課題に関し、豊富な知識と経験を有している委員から意見聴取を行い、在日外国人施策の充実に努めてまいります。
第4 推進体制			
庁内推進体制の充実 〔25ページ〕	人事局が実施している職員に対する人権研修 【人事局】 〔33ページ〕	㉔ 研修内容について、民族的偏見や差別に関する事柄（例えば、ヘイトスピーチ、ヘイトクライム、レイシャルハラスメント、マイクロアグレッションなど）は扱われていますでしょうか。（山野上委員）	人事局が実施している職員研修において、ヘイトスピーチに関する内容について取り上げております。 今後とも、研修を通じて、職員の人権に関する意識を高めてまいります。
	小中学校における日本語指導推進事業 【市町村教育室】 〔34ページ〕	㉔ 外国人児童生徒支援員について、相談件数について教えてください。また、昨年度、一人当たりの相談対応時間が少なくなってきたことが課題であると回答されましたが、現在の状況について教えてください。 オンライン日本語指導員について、配置されている指導員の数及び指導を受けている児童生徒数について教えてください。オンライン日本語指導によってカバーし切れない部分もあるのではないかと思います。課題があれば教えてください。（山野上委員）	（1）外国人児童生徒支援員 令和5年度の外国人児童生徒支援員が対応した相談件数は、12月末現在で、児童生徒2,448件、保護者80件です。今年度は1件ごとの相談時間を増やし丁寧な対応を心掛け、児童生徒や保護者が抱える悩みや疑問等の解消につなげているところです。ただ、児童生徒一人あたりの相談回数の確保に課題があると考えています。 （2）オンライン日本語指導員 今年度、4名のオンライン日本語指導員を配置しています。12月末現在で、オンラインによる日本語指導や交流に153名の児童生徒が参加しています。 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、まず各学校の日本語指導加配教員や日本語指導担当教員が日本語指導を実施していますが、少数散在化が進んでいることから数校を巡回して対応している状況です。在籍校によって日本語指導を受けられる時間に差があることから、府の指導員が小学4年生から中学3年生の児童生徒に対して、オンラインを活用して日本語指導を実施しています。 少数散在化がいつそう進み、本事業の対象の児童生徒が増加することが想定されることから、十分な対応が困難となることを見込まれます。
市町村・NPO・事業者等との連携 〔25ページ〕	OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会の運営 【企画室】 〔41ページ〕	㉔ ここでの大阪府の役割、取組みはどのようなものですか。大阪府のHP上では具体的な施策は出てこないのですが。（亀田委員）	「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」は、官民の関係団体の情報共有・相互連携等を行い、外国人材の受入促進と共生推進を図ることを目的として設置しており、大阪府は、大阪出入国在留管理局とともに協議会の事務局を担っています。 令和6年1月29日に開催した第2回協議会において、外国人材の受入促進と共生推進をめざすための方針となる「取組みの方向性」を策定したところです。 今後は、協議会に設置している受入促進ワーキンググループ及び共生推進ワーキンググループにおいて、関係団体と連携しながら具体的な取組みを実施していきます。